



あなたの健康を守る 国民健康保険税の期限内 納付にご協力ください

本年度の国民健康保険税（以下「国保税」）の納税通知書を7月中旬に世帯主の方へ送付します。被保険者の加入期間などを確認の上、期限内納付に協力をお願いします。

国保税の税率を改正しました

本市の国民健康保険（以下「国保」）は、平成20年度から単年度収支が赤字となり、国保会計の貯金である基金の取り崩しと税率の見直しで対応してきました。

本年度は、制度改正などによる収入（国・県の補助金など）の減少や支出（医療費など）の増加が見込まれ、今後の国保運営が大変厳しい財政状況となるため、税率を引き上げる改正を実施しています。

◆改正税率について詳しくは、本紙4月16日号、6月1日号および同号折り込みの「国保さかた」を参照してください。

軽減や減免制度があります

●所得による軽減

前年の所得が一定額以下の場合、均等割と平等割の金額が軽減され

ます。本年度は5割・2割軽減の判定基準が改正されました（15頁表1参照）。なお後期高齢者医療制度に移行した方がいる場合、移行した方を含めて軽減判定を行います。

●後期高齢者医療制度への移行による軽減

国保加入者の後期高齢者医療制度への移行により、世帯内の国保加入者が一人になる場合、医療分と後期高齢者支援金等分の平等割が5年間は半額（単身軽減【15頁計算例2】参照）、その後の3年間は4分の3の額に軽減されます。

●被用者保険の扶養家族だった方への減免

職場の健康保険などに加入していた方が後期高齢者医療制度へ移行し、被扶養者となっていた65歳以上75歳未満の方が国保に加入する場合は、申請により減免が受けられます。

●被災や生活困窮者への減免

災害や生活の困窮などにより国保税の納付が困難な方は、申請により、減免などの措置を受けることができる場合があります。

●お問い合わせ／【制度全般】市国保年金課国保係 ☎26・5727

【課税の内容】市税務課税制係 ☎26・5711

【納税】市納税課納税係 ☎26・5719

各総合支所地域振興課

●離職による軽減

平成22年3月31日以降に、倒産・解雇や雇い止めなどにより離職した方で一定の要件を満たす場合、申告により国保税が軽減される制度があります（15頁表2参照）。

期限内納付にご協力を

国保税は、原則として1年分を7月末から翌年の2月末まで、8回の納期に分けて、納付書か口座振替で納めていただきます。納付が遅れると督促料などが加算される場合があるため、納め忘れのない口座振替をお勧めしています。

●「特別徴収」の世帯

国保の被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯で、世帯主も国保に加入している場合は、国保税を世帯主が受給する年金から差し引く「特別徴収」になります。ただし申し出があれば口座振替に変更することができません。

●口座を確認してください

口座振替の方は納税通知書が届いたら、振替する口座登録内容を確認してください。振替口座を変

更する場合などは、早めに金融機関で手続きをしてください。

また荘内銀行・山形銀行・北都銀行に個人口座とキャッシュカードを持っている方は、インターネットで市のホームページから、口座振替申し込み（新規・変更）ができる「市税等Web口座振替受付サービス」を利用することができます。

加入や脱退は届け出が必要です

国保への加入や脱退は届け出が必要ですので、忘れずに届け出をお願いします。年度途中で加入や脱退があった方は月割で計算されます。加入の届け出が遅れると、遅れた分がさかのぼって課税され、国保の脱退の届け出をしないと国保税が課税されたままになりますので注意してください。

財政の健全化と健康づくり

国保財政の健全化には、皆さんの健康づくりが重要です。健康診断や人間ドックなどを受診し、病気の早期発見・早期治療に努めましょう。



【表1】所得による国保税の軽減判定基準

軽減割合 (均等割および平等割)	軽減判定対象所得※
7割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円 + (26万円 × 被保険者数と後期高齢者医療制度移行者数) 以下の世帯 【変更前24万5千円】
2割軽減	33万円 + (47万円 × 被保険者数と後期高齢者医療制度移行者数) 以下の世帯 【変更前45万円】

◆5割・2割軽減は本年度から判定基準が改正されました（下線部分）。

◆申請は不要です。

◆軽減額の判定では、譲渡所得に係る特別控除と事業専従者控除の適用を受けることができません。

※軽減判定対象所得／世帯主と国民健康保険加入者および後期高齢者医療制度移行者の前年所得の合計額

【表2】倒産・解雇などによる離職者（特定受給資格者）や雇止めなどによる離職者（特定理由離職者）の方の軽減

対象者	次の全てに該当する方 ①雇用保険受給資格者証の離職年月日が平成26年3月31日以降 ②離職時に65歳未満の方 ③雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかに該当する方
軽減内容	国保税および高額療養費等の所得区分判定の際、対象者本人の前年の給与所得を100分の30とみなして算定（給与所得以外は対象外）
軽減適用期間	平成26年3月31日～平成27年3月30日離職 →平成26・27年度 平成27年3月31日～平成28年3月30日離職 →平成27・28年度
申告	申告が必要 持ち物／雇用保険受給資格者証(最新のもの)、国民健康保険被保険者証、印鑑 ◆平成22年3月31日～平成26年3月30日に離職し、上記対象者の②③に該当する方で申告していない場合は、さかのぼって申告することができます。

■計算例1

夫（42歳）と妻（38歳）、子ども（小学生）の計3人が国保に加入しています。夫は事業による所得が182万円あり、妻は103万円の給与収入があり、源泉徴収票によると「給与所得控除後の金額」は38万円です。また夫の固定資産税額は3万円でした。

医療分 240,300円…①

- 所得割（基礎控除330,000円）129,360円
【夫】(1,820,000円 - 330,000円) × 8.4% = 125,160円
【妻】(380,000円 - 330,000円) × 8.4% = 4,200円
- 資産割 30,000円 × 15.4% = 4,620円
- 均等割 28,200円 × 3人 = 84,600円
- 平等割 1世帯当たり 21,800円

後期高齢者支援金等分 74,700円…②

- 所得割（基礎控除330,000円）40,040円
【夫】(1,820,000円 - 330,000円) × 2.6% = 38,740円
【妻】(380,000円 - 330,000円) × 2.6% = 1,300円
- 資産割 30,000円 × 5.3% = 1,590円
- 均等割 8,800円 × 3人 = 26,400円
- 平等割 1世帯当たり 6,700円

介護分(介護保険第2号被保険者の夫のみ該当) 57,200円…③

- 所得割（基礎控除330,000円）
【夫】(1,820,000円 - 330,000円) × 2.6% = 38,740円
- 資産割 30,000円 × 6.2% = 1,860円
- 均等割 10,800円 × 1人 = 10,800円
- 平等割 1世帯当たり 5,800円

①+②+③合計年税額 372,200円

納期別税額／第1期46,700円、第2期～第8期 各46,500円

■計算例2

世帯主の夫（75歳）は国保から後期高齢者医療制度に移行し、妻（72歳）が国保に加入しています。夫の公的年金収入は230万円あり「公的年金等控除後の金額」は110万円です。妻の公的年金収入は79万円あり、「公的年金等控除後の金額」は0円です。また夫の固定資産税額は5万円でした。

医療分 31,200円…①

- 所得割 0円
(昭和25年1月1日以前に生まれた方（65歳以上）は、年金所得から150,000円を引いた額で軽減判定)
【夫】(1,100,000円 - 150,000円) + 【妻】0円 < 330,000円 + (470,000円 × 2人) …2割軽減に該当します
- 資産割 0円（国保に加入していない方の固定資産税は算定に入れません）
- 均等割 (28,200円 - 5,640円) × 1人 = 22,560円
2割軽減分
- 平等割 1世帯当たり21,800円 × 1/2 = 10,900円
単身軽減分 半額の2割軽減分

後期高齢者支援金等分 9,700円…②

- 所得割 0円
- 資産割 0円（国保加入者のみ）
- 均等割 (8,800円 - 1,760円) × 1人 = 7,040円
2割軽減分
- 平等割 1世帯当たり6,700円 × 1/2 = 3,350円
単身軽減分 半額の2割軽減分

介護分(該当なし) 0円…③

①+②+③合計年税額 40,900円

納期別税額／第1期5,200円、第2期～第8期 各5,100円

◆税額は、医療分・後期高齢者支援金等分・介護分ともに各割額合算後100円未満を切り捨てます。

◆市ホームページでも国保税の試算ができますので利用してください。